

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援 等）

当社は、長年にわたり培ってきた刃物製造の技術と信頼関係を基盤に、鋼材供給業者や加工・研磨事業者、販売先との連携を大切にしています。日常的な情報共有を通じて安定供給に努めるとともに、品質向上や使い勝手の改善に向けた意見交換を行い、実現可能な範囲で共同での改善活動に取り組めます。また、地域に根差した企業として、取引先の事業承継等の課題に対しても、外部支援機関の情報提供などを通じて支援に努めます。

c. 専門人材マッチング

当社は、刃物づくりにおける技能の継承が重要であると認識し、社内外での人材育成に取り組めます。地域の教育機関や支援機関と連携し、若手人材の確保に努めるとともに、取引先とも技能や人材に関する情報交換を行い、次世代への技術伝承を支えます。

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

当社は、刃物製造に携わる従業員の安全と健康が品質を支える基盤であると考えています。作業環境の整備や安全対策の徹底に努めるとともに、定期健康診断の受診や無理のない働き方の推進を行います。また、取引先とも安全に関する情報共有を行い、安心して働ける環境づくりに努めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

2026年4月28日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 坂源

代表取締役社長 坂井 信行

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。